

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和3年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和3年 6月議会 議案 第52号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易なものであるため(実施要綱第3条第2項 第1号に該当)	人事課 089-948- 6217 国保・年金課 089-948- 6360 地域経済課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲に係る扶養親族の取扱いを見直すとともに、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置等を講じるものです。	令和3年 6月議会 議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施 要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	審査申出書の押印及び口述書の署名押印を廃止するものです。	令和3年 6月議会 議案 第54号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 署名押印の廃止に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するものです。	令和3年 6月議会 議案 第55号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	特定不妊治療に要する費用の助成に関する事務について個人番号の利用を廃止するものです。	令和3年 6月議会 議案 第56号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 個人番号の利用の廃止に関するものであり, 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	ICT戦略課 089-948- 6340
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市公民館条例の一部を改正する条例	味酒公民館についてエレベーターの設置に伴い小会議室を廃止するものです。	令和3年 6月議会 議案 第57号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市学校給食及び幼稚園給食の実施並びに給食費の管理に関する条例	学校給食費等の公会計化に伴い, 学校給食等の実施及び学校給食費等の管理について定めるものです。	令和3年 6月議会 議案 第58号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保健体育課 089-948- 6594
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るものです。	令和3年 6月議会 議案 第59号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	障がい福祉課 089-948- 6407 子育て支援課 089-948- 6409 保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の運営に関する基準に関し、所要の規定の整備を図るです。	令和3年 6月議会 議案 第60号	パブリック コメント	R3.3.15 ～ R3.4.13	パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんに意見を聴きました。	生活福祉 総務課 089-948- 6061
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆さんの意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。